

佐倉城址公園整備事業【説明資料】

1. 佐倉城址公園拡張区域について

佐倉城の城郭の中に位置する市営住宅跡地及び県営住宅跡地に関して、平成25年度に宮小路町市営住宅跡地等整備構想を定めています。

宮小路町市営住宅跡地等整備構想

1. 現況

佐倉城跡には、天守閣跡、空堀など城の遺構が多数残されており、樹齢約400年の「夫婦モッコク」(千葉県指定天然記念物)をはじめ、シイ、カシ、モミジなどの大木がいたる所にある、緑おき歴史公園として整備されています。

また、この佐倉城址公園には、「姥が池」や茶室「三逕亭」などがあり、桜や牡丹、梅、菖蒲など四季折々の花が楽しめる場所として一年を通じて多くの人を訪れ、隣接する国立歴史民俗博物館とともに、歴史文化のまち佐倉のシンボルとなっています。

過去に行われた専門家による検討の結果では、往時の佐倉城の規模がわかるように、大手門までの区域を城跡として復元すべきであるとの意見が出されていますが、大手門付近は、市営住宅、県営住宅が置かれていたことから、佐倉城址公園の区域には含まれていません。

市営住宅は平成17年度に廃止、解体されており、その後、跡地東側の一部は国民体育大会時に市民体育館駐車場として整備され、財産管理区分上も駐車場用地として所管換えをされています。また、県営住宅より南側と西側部分については、更地のまま未利用の状況が続いています。

本年度、県営住宅が廃止、解体されることとなり、県営住宅跡地を含めた一体利用の可能性を検討できる状況となりました。

2. 基本方針

(1) 市営住宅跡地のうち、東側の市民体育館に隣接する区域は、今後も市民体育館駐車場として利用することとします。

(2) 市民体育館駐車場として整備する区域以外の市営住宅跡地及び県営住宅跡地は、新たに佐倉城址公園に加えることとし、都市公園として都市計画決定を行います。

(3) 県営住宅跡地については、都市公園としての利用を前提に、所有者である国に対して借用又は譲渡を要望します。

(4) 佐倉城址公園に加える区域(以下「公園整備区域」という。)内の空堀、土塁跡を当時の佐倉城の様子を彷彿できるように修景します。

(5) 城下町400年記念事業の一環として、公園整備区域内の大手門跡地において学術発掘調査を実施し、その結果に基づき、門のあった位置等がわかるように遺構の展示を行います。

(6) 空堀、土塁、大手門跡を除く公園整備区域は、芝生広場として整備し、各種イベント等の利用に供します。また、地域防災計画に基づき、災害発生時には物資供給拠点として利用します。

(7) 公園整備区域内を通る市道 - 26号線は、公園園路として区域東側に付け替えを行い、自転車・歩行者が通行できるようその機能を確保します。

(8) 体育館駐車場、公園、市道等について、利用用途に応じた所管換え等の整理を行います。

3. 留意事項

整備後、イベント広場及び市民体育館はともに機能の相互補完ができるように配慮した運営を行います。

4. 概算事業費

約1億円(公園整備費、文化財調査費、遺構展示費を含み、用地費は除く)

平成 28 年 1 月 公園緑地課作成

整備構想に基づき、市営住宅跡地及び県営住宅跡地を含む約 2.2ha を佐倉城址公園拡張区域（以下「拡張区域」という）として、整備する手続きを進めています。

拡張区域の所在 佐倉市城内町及び宮小路町

拡張区域の面積 約 2.2ha

土地所有者 佐倉市、国有地

2. 拡張区域の履歴

平成 17 年 市営住宅廃止

平成 25 年 県営住宅廃止

宮小路町市営住宅跡地等整備構想（案）パブリックコメント

平成 26 年 財務省から国有地の取得要望の有無の照会

財務省に国有地の取得要望有の回答

財務省から平成 28 年 7 月 29 日を契約期限とする譲渡等の回答

平成 27 年 拡張区域の都市計画決定の手続きに着手

3. 拡張区域の整備イメージ

佐倉城内であることをイメージできるように、土塁と空堀を配置した多目的広場を整備します。防災拠点としての活用や大会開催時などの臨時駐車場としての活用が可能となります。

【整備イメージ図】



4. 今後の事業予定

平成 28 年度 拡張区域の都市計画決定

用地取得（国有地）

現況測量

平成 29 年度 電柱等の物件移転（東京電力・NTT）

平成 30 年度 工事